

労働・助成金情報 特急便

第 88 号 (2020 年 2 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

2020 年 4 月 1 日から、健康増進法が改正され、多数の者が利用する施設の管理権限者に望まない受動喫煙を防止するための措置義務が施行されます。これに伴い、労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者が屋内における労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課しています。

多数の者が利用する施設として、学校・病院・児童福祉施設等・行政機関では 2019 年 7 月 1 日から施行されており、原則敷地内も禁煙となっています。

学校・病院・児童福祉施設等・行政機関以外の多数の者が利用する施設の中には、一般の事務所や工場、飲食店などが含まれます。それらの施設は 4 月 1 日から施行されます。

※喫煙を主目的とするバー・スナック・店内で喫煙可能なたばこ販売店・公衆喫煙所・住居・旅館・ホテル・宿泊施設の客室(個室に限る)では施設内で喫煙が可能です。

【改定内容】

- 室内が原則禁煙
- 20 歳未満の方は喫煙エリアへ立ち入り禁止
- 屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要
- 喫煙室には標識掲示が義務

【職場における受動喫煙防止対策として】

- ・ 事業場の実情を把握したうえで受動喫煙防止対策を推進するための計画を策定する。
- ・ 受動喫煙防止対策の担当部署やその担当者を指定し、受動喫煙防止対策にかかる相談対応等を実施する。



- ・ 施設内に喫煙専用室、指定たばこ専用(加熱式たばこ)喫煙室など喫煙することができる場所を定めた場合は、喫煙室の出入り口と施設の主な出入り口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識を掲示する。(左図のような標識)
- ・ 喫煙専用室などの喫煙可能な場所に 20 歳未満の者を案内してはならない。また立ち入らせて業務を行わせない。(清掃作業等)
- ・ 喫煙専用室内で、飲食等を行うことは認められない。ただし、指定たばこ専用喫煙室では、飲食等を行うことが認められています。(左図上が喫煙専用室。下が指定たばこ専用喫煙室)
- ・ 労働者の募集及び求人者の申込み時の受動喫煙防止対策の明示をする。

例えば・・・施設の敷地内または屋内を全面禁煙としている。
施設の敷地内または屋内原則禁煙とし、特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等を設けている。

【喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室を設置する場合の注意点】

- 出入り口において室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること
- たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されていること

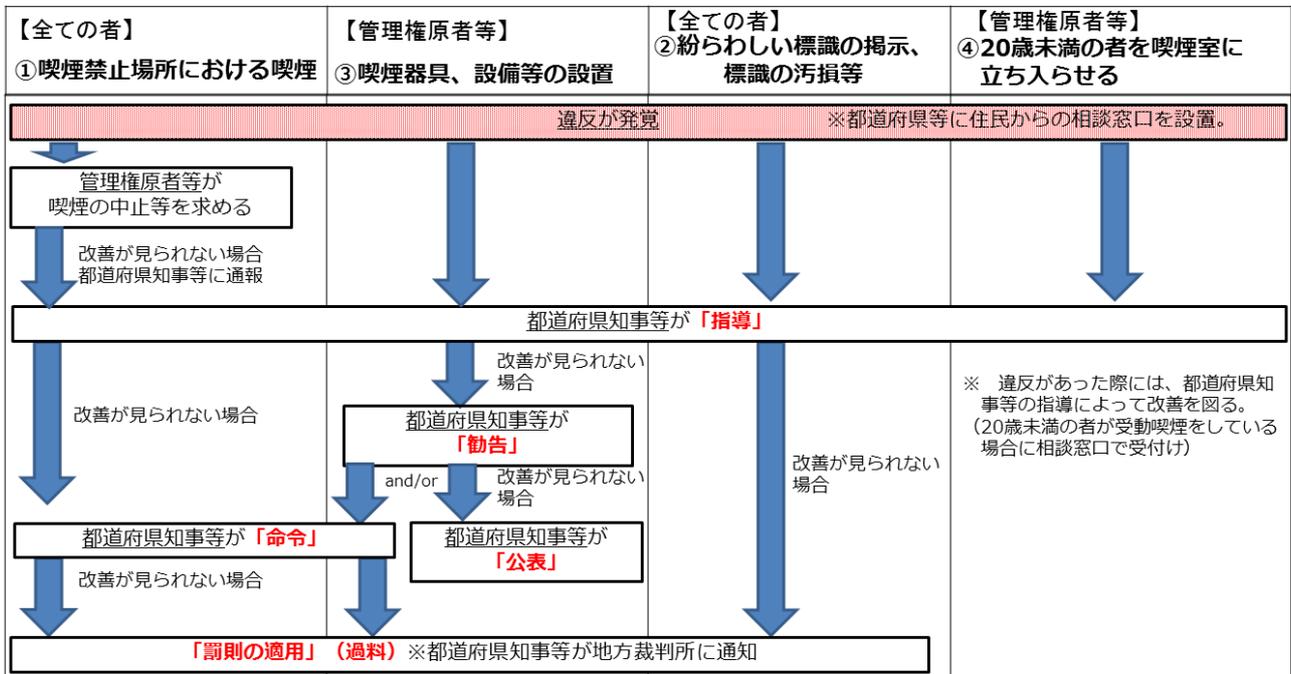
望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。そのため、義務違反をした場合には下記の通りとなります。

一度、事業所を見直されることをお勧めします。

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



※上記の罰則について①は、30万円以下。②は50万円以下。③50万円以下となっています。

< 当事務所でお手続きされている事業者さまへお願い >

2020年3月1日以降に、雇い入れ、離職した外国人についての外国人雇用状況届出において、在留カード番号の記載が必要となります。届出方法は、雇用保険に加入、未加入により届出方法が異なります。外国人を雇い入れた場合には必ず在留カードを確認して下さい。

※外国人を雇用する事業主は、アルバイト・正社員関係なく外国人労働者の雇入れと離職の際に、氏名・在留資格などについてハローワークへ届け出ることが義務付けられています。在留資格が「外交」「公用」の方や特別永住者は、外国人雇用状況届出の対象外となります。